令和８年（フ）第１８０号
兵庫県明石市大蔵天神町22番25―707号
債務者　瀧﨑　ゆき
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１８３号
神戸市西区北別府５丁目３番地の12　ハイツ北別府103号
債務者　古井　夏季
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第４２号
兵庫県揖保郡太子町東保286番地１　ラ・ロンディーネⅡ　102号室
債務者　森下　未来
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第４６号
兵庫県豊岡市野上1131番地の２
債務者　青田英次郎
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第７４６号
広島市安佐南区川内１丁目13番32―503号
債務者　山本　陽子　こと　ＹＡＭＡＭＯＴＯ　ＲＥＸＥＬＹＮ　ＲＩＣＡＲＴＯ
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７９８号
広島県東広島市西条町寺家6867番地３　ｉｏ306号
債務者　楽市　希望
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１３号
徳島県阿波市土成町浦池1382番地２、旧住所兵庫県神戸市西区学園東町８丁目２－４　Ｇｒａｎ　Ｐｉｎｏ　神戸学園都市305
債務者　藤井　湧暉
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２７号
徳島県徳島市新浜本町一丁目８番27号
債務者　瀬尾　仁美
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３１号
徳島県吉野川市川島町宮島767番地１　ハイツ川島313号
債務者　明石由美子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７０号
福島県郡山市大槻町字原田東13番地の138
債務者　齋藤　雄一
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１２６６号
東京都府中市矢崎町２丁目10番地の４ツインアロー・A106
債務者　田畑　千尋
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３６２号
東京都立川市高松町２丁目26番３号インディビレッジ801号
債務者　木村ひろ子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２７６８号
大阪市此花区酉島３丁目７番９号
債務者　西手朱里也
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２２４号
大阪府枚方市桜町11番12―104号
債務者　今井　育子
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３４５号
大阪市浪速区桜川４丁目12番26―917号、前住所大阪市浪速区元町２丁目５番９号　ハイツカリフ　201号
債務者　柳澤　　卓
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３３６２号
大阪市中央区日本橋１―17―３―1001、住民票上の住所堺市堺区緑ヶ丘中町３丁２番14号
債務者　杉本　崇徳
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部